令和３年度第４回御船町議会定例会（８月会議）　議事日程

令和３年８月12日

午前10時00分開会

１　議事日程

第１　会議録署名議員の指名

１番　中 城　峯 雄　君

１２番　清 水　　聖　君

第２　諸報告

１　諸般の報告

２　行政報告

第３　報告第　９号　専決処分の報告について

第４　議案第１３号　御船町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

２　出席議員は次のとおりである（13人）

１番　中 城　峯 雄　君	２番　井 藤　はづき 君
３番　宮 川　一 幸　君	４番　福 本　　悟　君
５番　田 上　英 司　君	６番　増 田　安 至　君
７番　森 田　優 二　君	８番　岩 永　宏 介　君
９番　福 永　　啓　君	１０番　田 上　　忍　君
１１番　藤 川　博 和　君	１２番　清 水　　聖　君
１４番　池 田　浩 二　君	

３　欠席議員（１人）

１３番　井 本　昭 光　君

４　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（１人）

事務局長　本 田　隆 裕　君

５　説明のため出席した者の職氏名（16人）

町長	藤木正幸君	副町長	宮本正君
教育長	上杉奈緒子君	総務課長	野口壮一君
企画財政課長	坂本幸喜君	町民税務課長	畑野英樹君
福祉課長	西橋静香君	こども未来課長	沖勝久君
健康づくり保険課長	作田豊明君	農業振興課長	井上辰弥君
商工観光課長	鶴野修一君	建設課長	島田誠也君
環境保全課長	田中智徳君	会計管理者	宮﨑尚文君
学校教育課長	西本和美君	社会教育課長	緒方良成君

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前１０時００分　開　会

○議長（池田浩二君）　おはようございます。

ただ今から、令和３年度第４回御船町議会定例会８月会議を再開します。

13番、井本昭光議員より本日の定例会を欠席する旨の届出が出ております。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（池田浩二君）　日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、１番、中城峯雄議員、12番、清水聖議員を指名いたします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２　諸報告

○議長（池田浩二君）　日程第２、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

休会中における諸般の報告をいたします。

まず、議会運営委員会について報告します。

７月29日、第６回議会運営委員会を開催し、各種案件、定例会８月会議の議事日程についての協議を行いました。第４回御船町議会定例会８月会議の会期日程は、本日８月12日の１日間と決定しました。

次に、議会全員協議会について報告します。

８月６日に開催した全員協議会では、執行部から８月会議に提出される議案の説明があったほか、各委員会の活動状況報告、タブレットの活用に関する意見交換などを行いました。

次に、７月21日に開催したタブレット端末操作研修会について報告します。研修会は全議員を対象に行われ、この日は３階審議会室において２班に分かれて受講しました。今回は、ペーパーレス会議システムの基本操作をメインとして、ページ検索や画面上での資料の編集方法などについて業者より実技指導を受けました。

次に、県町村議会議長会主催の議運及び常任委員会委員長研修会について報告します。この研修会は、７月20日、大津町文化センターで行われ、正副議長及び各常任委員会正副委員長の６人が参加しました。研修では、跡見学園女子大学教授の鍵屋一氏が、「コロナ禍での自治体防災マネジメントと議員の役割」をテーマに講話されました。災害発生後の応急対策期における議員の心得など、とても参考になる内容でした。

最後に、地方自治法第235条の２第３項の規定による例月現金出納検査について報告します。令和３年６月分の出納検査は７月16日と19日の２日間行われました。検査結果は、議席に配布しております報告書のとおりです。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君）　行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

町では、災害時の滝尾地区の新たな指定緊急避難所、避難場所及び指定避難所として、熊本県農業研究センター茶業研究所を使用することとし、熊本県と７月１日に基本協定を締結しました。その後、区長等への説明を行い、使用の準備が整いましたので、今後気象警報等の発表に伴い、避難が必要と判断した際は、当該施設を滝尾地区の避難所として開設を行っていきます。

また、御船町消防団の夏期訓練が７月18日に実施され、榊建一団長以下の幹部団員74名が参加されました。新型コロナウイルス感染症の影響により２年ぶりの開催でしたが、士気旺盛に訓練が行われました。

次に、企画財政課について報告します。

令和３年６月より中山間地域の移住・定住対策の推進を図るため、新たに定住支援員を配置しました。現在、空き家の実態調査及び利用可能な空き家の掘り起こしを行っています。今後、移住者が地域で円滑な生活を送ることができるよう支援を行うとともに、中山間地域移住・定住推進協議会の設置に向けた準備を進めてまいります。

また、６月25日に国勢調査の速報値が公表され、御船町の人口は、男性7,764人、女性8,550人、合計１万6,314人となり、５年前の平成27年国勢調査から923人の減になりました。また、世帯数は6,192世帯で、５年前から125世帯の減となっています。

なお、住民基本台帳による令和２年度末の人口及び世帯数は、前年度末に比べ増加しております。

次に、健康づくり保険課について報告します。

新型コロナウイルス感染症について、熊本県がまん延防止等重点措置の対象となり、県全域で対策が強化されました。御船町においても引き続き感染対策の徹底を呼びかけてまいります。

ワクチン接種については、４月末から始めた65歳以上の高齢者について、８月６日現在で対象者の90％、約5,500人の２回接種が完了しています。７月28日から60歳から64歳までの方及び基礎疾患を有する方を、８月１日からの13歳から18歳までの中学生、高校生は保護者同伴のもとで、それぞれ接種を開始しており、９月からは19歳から59歳までの方の接種を予定しています。

また、住民向けの集団健診を７月に実施し、2,213名が受診されました。健診結果に応じて、病気の予防及び重症化予防の保健指導を実施してまいります。なお、７月に受診できなかった方々には11月に予定しています集団健診を御案内いたします。

次に、商工観光課について報告します。

町独自の新型コロナ経済対策であるプレミアム商品券発行事業については、みふね応援プレミアム商品券を商工会や御船、七滝、上野の郵便局で販売しています。商品券が使用できる取扱店は大規模店、小規模店、合わせて115店舗で、使用期限の11月30日まで町内の消費喚起を図ってまいります。

同じく、コロナ経済対策である御船町飲食店等応援チケットについては、８月下旬に全世帯へ郵送し、９月１日から町内取扱店での使用を開始します。現在、取扱店の登録受付を行っており、取扱店一覧をチケットと併せて郵送することとしています。

また、企業誘致の取組みについて。御船インターチェンジ東側に進出する日野出株式会社と７月12日に、県、町、事業者３者による立地協定を締結し、西往還地区の複合型宿泊施設につきましても７月26日に町と事業者との立地協定を締結しました。複合型宿泊施設との連携につきましては、令和４年夏の開業に向け、観光や防災などあらゆる面での協議を進めてまいります。

次に、社会教育課について報告します。

第71回上益城郡民体育祭が７月11日に益城町を主会場として開催されました。御船町からは、18競技に243名が出場し、種目別においてバレーボール男子、バスケットボール女子、相撲、グラウンドゴルフ男女が優勝、総合成績は前回大会に続き準優勝でした。

また、本年度で７年目となります中学地域未来塾の開校式を７月21日に行いました。来年２月まで実施します。受験を控えた３年生を対象としているため、学習に対する意欲も高く、習熟度に合わせた指導を行うことでさらなる学力の向上につながることを期待しています。

以上で、行政報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第３　報告第９号　専決処分の報告について

日程第４　議案第13号　御船町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君）　日程第３、報告第９号、「専決処分の報告について」から、日程第４、議案第13号、「御船町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」までの２件を、会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君）　報告第９号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第１項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定第６号に基づく歳入歳出予算の補正について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第２項の規定に基づき報告する。

御専第13号、令和３年度御船町一般会計補正予算（第４号）について。

議案第13号、御船町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。御船町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

の一部が改正されたため、御船町手数料条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○議長（池田浩二君）　日程第３、報告第９号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上　忍君）　今回の専決では、ワクチン接種の委託料というのが入っていますが、今回これで委託したことによって、どういうふうに変わったというか、その辺を教えてください。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　お答えします。

今回の委託料につきましては、現在の65歳以上の接種率は90％ということで、今、本当に順調に進めております。ただ、今までは、個別に日にちを設定して時間と場所を設定しまして、集団接種を、そして、あと基礎疾患のある方につきましては、各医院のほうに個別接種でやっているところなんですけれども、国が示す期限11月までに、この接種を完了ということで、うちとしましても、２月まで予定して計画していました関係上余裕をもってたんですけれども、ただ、早急にやらなければいけないということで、今後59歳から19歳、総勢6,000人弱の関係者がおられますので、その方たちをいかにスピーディーに、安全に安心にしていくかということで、今回システム導入を考えて、やって、９月から開始を考えています。

○10番（田上　忍君）　それはわかるんですけど、今回こうやって業務委託することによって、住民の方に何がいいことがあるのか、その辺を教えてください。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　お答えします。

住民の方に何がメリットがあるかと。これは、どこでも今は各市町村でいろいろ切磋琢磨して、各やり方をやっていますけども、今、電話で申し込むとか、59歳以下は可能だということで、ネット関係を利用したところでやって、コールセンターで受け付けをしながら、うちの職員の事務の少しでも軽減につながるような形になればと思っていますけれども。ただ、住民にとっては、いつでも安心して接種できるように、今回の事前調査を７月30日までに取りまとめまして、今後、今週末に日にちを設定して送りたいと思っています。それによって日にちの変更が、仕事をされてる方が主ですので、日にちの変更とかあった場合に、コールセンターでの受付関係ができるということで、そういったメリットもあるということで考えています。今対応しています。ただ、一番考えたのは職員の事務軽

減、もう今いろいろ煩雑しておりますので、いろいろな苦情等も連絡等も受けておりますので、それはそれで受けながら、一人でも多くの方に接種をしていただきたいということで、今考えているところです。

○10番（田上　忍君）　今の説明を聞くと、職員の事務軽減が一番だと私は受け取ったんですが、あとは他の自治体でいくと電話してもつながらない、いつしても話中、そしてつながったかと思って電話すると、その日は、もう満杯だったとか、いろいろな苦情が、よその自治体では出ています。今回、御船は業務委託することによって、そうやって電話がつながりにくいとか、対応も今度親切になるとか、そういうところはどうなるんですか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　お答えします。

前回、今までの65歳以上のコールセンターの対応、本当に評判良くて、お褒めの言葉をいただいております。２日前に連絡したということで。今回も同じ業者になりますけれども、ここも県内でも有数なシステム会社で、信用は厚く、そして今、田上議員がおっしゃいましたように、電話の予約等につきましては、今週に各関係者には、該当者には、日にちと時間と、スポーツセンターですが、それを決めて送っておりますので、もし変更とかありましたら、その対応はできるということになります。

ただ、申し込んでない方につきましても、今後は対応を考えていますけど、ワクチンが今いろいろ心配されておりますので、そこは対応を考えていきたいと思っています。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

○９番（福永　啓君）　確認です。ちょっとわかりにくかった問題。課長。今回のこの予算で、何かこれまでと違ったシステム、例えばインターネットで予約ができるようになるとか、別に電話で予約できるようになるとか、新たなシステムを導入するのではなくて、これまでのシステムで滞っていた、滞りがちだったそういう電話の受付対応とか、そういうのとか、職員の過剰な負担、そういうのが排除されるという理解でよろしいのでしょうか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　今回のインターネット予約、そこでもいろいろなトラブルが発生していますけれども、それがないように予算のほうにはしっかり打合せしながらやっていきたいと考えていますので。ただ、職員の事務軽減には相当つながってきますので、それは皆さん方に御了解いただきたいと思っています。

○９番（福永　啓君）　いや、今回の件で何か新たな、そういう予約システムができるようになったとか、新たな制度を導入することになったとか、そういうことなのか。これまでの

御船町が計画していた制度をスムーズに運用させるために、この予算を使うのか、このどちらですかという話をお伺いしたんですけど。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　今回のインターネット予約でスムーズに行うために行っております。

○町長（藤木正幸君）　すみません、まとめさせていただきたいと思います。一生懸命考えての話してらっしゃるんですけども。

システムは今までと全く一緒です。意向調査をしています。意向調査をした結果を踏まえて、役場で、「あなたは何月何日の何時からスポーツセンターで接種します」というのを出します。今回違うのは、年配の方々、高齢者の方々は、ある程度変更があまりなかったんですけれども、今後、仕事等で大幅に変更が出てくるということで、それで変更事を、今までは電話で職員が一生懸命対応していたんですけど、もうこれは賄えないということで、このシステムを使って、インターネットで変更できるということで、職員の負担軽減ができるということで、そこのところを今回出させていただいております。よりスムーズに予約が、変更ができるということになりますので、そういうことでお願いしたいと思います。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

日程第４、議案第13号、「御船町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○４番（福本　悟君）　１点についてお伺いをいたします。

今回の条例の一部改正、この再交付について、９月１日から手数料が町の歳入歳出ではありませんよという事、これは理解できました。ただ、その後、この800円の手数料が町の歳入からなくなりますので、この分について、今後、この各自治体にどのようにその分は、事務費といいますか、再交付の手数料の事務費が入ってくるのかを、お尋ねをしたいと思います。

実は、当初予算で、国のほうから個人番号交付事務ということで、約950万円程度、こ

れは国からの負担金です。補助金になりますけれども、それと町からは負担金として約600万円程度、この委員に関する負担金ということでお支払いをしていますけれども、このあたりの金額が変わってくるのか、それとも新たに何らかの形で、その再発行の職員の事務費という、それが交付税の中に出てくるのか。その点は何か示されておりますでしょうか。

○町民税務課長（畑野英樹君）　お答えいたします。

ただ今の質問ですが、確かに９月から手数料が歳入減という形でなってまいります。今、地方公共団体情報システム機構からの通知が来ておりますけれども、その通知の中では、事務費経費分につきましては、国からの補助金及び普通交付税で措置をされるということで、機構と総務省との話の中で話がついているということでございまして、ただ、詳しい中身についてはまだ通知が来ておりませんので、今のところ不明となっております。

○４番（福本　悟君）　わかりました。

○10番（田上　忍君）　今回、手数料条例９月からということで、８月議会に出たんですが、全協での説明では、他町はもうちょっと早く議案が出ているということもお聞きしていました。御船は何か問題があって、もっと早くは出せなかったのでしょうか。

○町民税務課長（畑野英樹君）　お答えします。

全協の中でもご説明をさせていただきましたけれども、国の法律の公布は５月19日に行われておりましたけれども、詳しい国からの通知等は来ておりませんで、条例改正をすることは想定されるというところで来ておりましたので、もう少しはっきりしてから議会に提出をさせていただきたいということで待っておりました点もございまして、今回の上程というところになっております。

○10番（田上　忍君）　今回これは再交付ということですけれども、では御船町の今の交付状況というのはどうなのですか。そして、今の交付状況というか、事務処理的にはうまく回っているのでしょうか。

○町民税務課長（畑野英樹君）　お答えします。

交付状況につきましては、先日も御説明いたしましたけれども、７月25日現在で、町内で30.1％の交付状況となっております。あと、事務とか、交付につきましては、今年度マイナポイントというのが個人番号カードを取得して申請すると、９月までにマイナポイント5,000円分が付くという国の措置もございまして、４月までの交付申請が結構多くて、

事務の相当の負担がきておりました。ただ、最近は交付申請がだんだん少なくなってきておりますので、事務的には何とか回っている状況でございます。

また、国の措置としましても、令和４年度末までに大部分の方が交付を受けていただくという方向を持たれておりますので、今後もマイナンバーカード取得に向けての措置をいろいろと考えていきたいと考えております。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　討論なしと認めます。

これから、議案第13号、「御船町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者　起立］

○議長（池田浩二君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

これで、令和３年度第４回御船町議会定例会８月会議の議事日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、この後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、令和３年度第４回御船町議会定例会８月会議を終了します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午前１０時３２分　休　会

地方自治法第１２３条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員